



長野労発基0713第2号
令和3年7月13日

(一社) 長野県ダンプカー協会
会長 殿

厚生労働省長野労働局長



令和3年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の
重点取組期間中に実施すべき事項の徹底等について（協力要請）

労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年の「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施につきまして、令和3年3月9日付け長野労発基0309第2号により御通知し、効果的な熱中症対策の実施と傘下会員その他関係事業場等への周知により、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いしたところです。

長野労働局では、昨今の熱中症の発生状況を踏まえ、7月及び8月を同キャンペーンの重点取組期間としています。

7月を迎え、重点取組期間となりましたので、あらためて下記に示す同期間中における実施すべき事項の徹底が図られるよう、傘下会員その他関係事業場等へ周知等いただきたく要請いたします。

また、昨年8月には、落雷による死亡災害が発生しています。天気の変化が激しい季節でもありますので、急な豪雨や落雷等に十分注意するよう、あわせて周知のほどお願いいたします。

記

1 重点取組期間中に実施すべき事項

(令和3年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱の10の(3)参照)

ア 作業環境管理

検討した設備対策（簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置等）を実施し、実施後のWBGT値の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

イ 作業管理

(ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激なWBGT値の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、WBGT

値に応じた作業の中断等を徹底する。

(イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

参考1 職場における熱中症予防ポータルサイトについて

職場で起こる熱中症について、症状や分類、予防対策について、具体的な事例を交えて紹介しています。また、場所を問わずアクセスして学べる、熱中症予防のためのオンライン教育ツールを掲載していますので、関係労働者等へ広く周知等願います。

「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

参考2 熱中症対策に関する情報・リーフレット等について

「熱中症対策に関する情報・リーフレット等について（長野労働局より）」として、厚生労働省ホームページなどにおいて公表している情報やリーフレット等のURLを取りまとめましたので、周知に際しましてはご活用いただきたく願います。

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/content/contents/nettyuusyou-leaflet_naganoroudoukyoku202107.pdf



上記 PDF ファイル URL の QR コード



長野労働局ホームページの熱中症予防対策ページ URL の QR コード